(議案第57号)

2)の請負契約の一部を場建設工事(土木その平成30年度西浦ポンプ 変更する契約の締結

うか 西浦ポンプ場の完成 令和2年の雨季に間に合

浜田議員

心配。 には間に合うか。 か。また、令和2年の雨季 285万40円の増額となった。 建設工事(土木その2)は、 平成30年度西浦ポンプ場 金額が多いので、工期が 工期の延期は伴う

尾﨑上下水道課長

る。 矢板圧入の工期と合わせて 削状況も考慮しながら、鋼 る。今後、ポンプ場内の掘 年10月11日までとなってい 工期の延長を行う必要があ 現時点での工期は令和

また、

供用開始時期は、

判

断材料はなにか。

すべての公の施設で指定管

適切と判断された執行部の

和元年度末の供用開始を目 見込んでおり、現時点で令 西浦ポンプ場建設工事(土 指して進めている。 備の設置が、2~3か月と 木その2)完了後、機械設

(議案第58号)

指定設に係る指定管理者の本の根ふれあいの森施

井上 Œ

が事業利益より高い。 間に及ぶ資料では、人件費 なっている。 件費がほぼ同額の19万円と れている事業計画書の6年 しかも、指定管理料と人 指定管理者候補から出さ

周

池沢議員

般常識として考えられる。 管理料で賄う事業計画と一 の単なる売上高である。 は、必要経費を差し引く前 このような事業計画書で この場合の事業利益と 今回の指定管理申請者が 最初から人件費は指定

答 伊東本川総合支所次長

になっている。 書では収入より人件費が高 く、人件費が賄えない状況 提出されている収支計画

設運営に向けて努めていき るとともに、 収益性の高い運営を期待す のノウハウを活用しながら なっているNPO法人K2 今回の指定管理者予定と 持続可能な施

できない 指定管理料ありきには納得

理者制度運用指針に則り問 11 の町公の施設の指定管

由は。 ③指定管理料 条例改正の必要性は。 ②利用料設定変更の場合、 ①指定期間を5年とした理 ありきでないか。町内4定管理料(1年間19万

伊東本川総合支所次長

理料を受けているものは。

ので利用料金の減額は指定 ②条例は、上限としてある に5年間とした。 ①成果が確実に上がるよう

る。

久松副町長

ウス「朝霧荘」(1812万円)。 駅「63美の里」物産館(232 苗センター(65万円)。道の ③グリーン・パークほどの 万円)。いの町生活支援ハ センター(91万円)。吾北育 (20万円)。吾北山村開発

井 上 **敏**

がNPO法人を立ち上げ、 地域おこし協力隊の卒業者 くの集客を図れない中で、 は違い、好条件ではなく多 この施設は、 他の施設と

> に応えるべきだ。 もつなげようと情熱をもっ 本川地域の活性化や移住に 存続のために、地域性を重 て取り組もうとしている。 最も大切である。 んじることこそ行政として 山村地域の活性化、 熱い思い 地域

池田町長

管理者と協議を重ねる。値

上げの場合は条例改正もあ

も大切である。 所を創設することが何より り集える所、そういった場 続のためにも人々が立ち寄 口減少が進む中で、地域存 ながる施設である。今、人 ど)があってこそ広がりつ は、人との交流(観光客な 木の根ふれあいの森施設

の、一つの拠点として、地 吾北にと人を呼び込むため 提案である。 域の重要性を勘案し今回の 治体からも) から、本川に 身近な瀬戸内側 他の自